

命のバトンをつなげよう

ペットの命はあなたに委ねられています



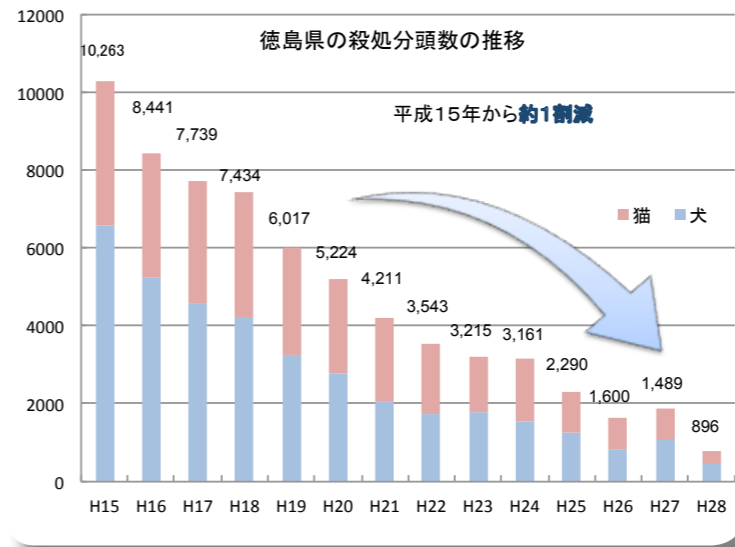
の飼い主に返還されたり、新しい飼い主に譲渡された犬や猫は606頭です。

これ以上、飼い主のいない犬や猫を増やさないためにもペットを飼っている飼い主の方は、次の7つのことをお守りください。

- ① 迷惑防止
鳴き声や毛、羽毛などの飛散、臭い、排泄物の放置、放し飼いなどの防止により、日頃から周囲の方への配慮を心掛けましょう
- ② 終生飼養
動物の種類や習性などを正しく理解し、動物がその命を終えるまで飼い続けましょう
- ③ 病気の知識と予防
動物の病気や動物からの感染症などについて正しい知識を持ちましょう
- ④ 身元表示（所有明示）
飼い主が分かるよう、首輪や迷子札、脚環、マイクログリップなどを付けましょう
- ⑤ 逸走防止
動物が逃げ出したり迷子にならないように、必要な対策を取りましょう
- ⑥ 繁殖制限
飼っている動物が増えすぎず管理ができなくなることをないように不妊・去勢手術をしましょう
- ⑦ 災害対策
災害時に一緒に避難できるように、備蓄品の準備、日常生活におけるしつけなどをしておきましょう

※飼い犬・猫がいなくなったら、まず三好市役所環境課、三好保健所、警察にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
三好市役所環境課
(072-3436)
三好保健所
(072-1122)



【徳島県の殺処分頭数の推移】

平成15年から約1割に減ってはいるものの、毎年たくさんの尊い命が奪われています。このような不幸な犬や猫をなくすためにも愛情と責任をもって生涯正しく飼うとともに、適切な世話ができないから今は飼わないという決断も大切です。

「動物愛護管理法って？」

動物は、私たちの生活をまざまなかたちで豊かにしてくれる、人間にとってかけがえない存在です。人と動物が共に暮らせるよりよい社会を目指して、「動物の愛護及び管理に関する法律」が定められています。

徳島県内で年間896頭が殺処分

平成28年度、飼い主の飼育放棄などで、徳島県動物愛護管理センターに引き取られる犬や猫の数は、103頭（全国約1万頭）。迷子や所有者不明の犬や猫の引き取り数は、1442頭（全国約10万頭）。そのうちの896頭（全国約5.5万頭）が殺処分され、殺処分数の約6割は、飼い主のいない子犬や子猫です。もと

地域包括ケアシステムの実現に向けて保険薬局ができること

～地域の皆さんのお薬管理と健康サポートを目指して～

今月は、地域包括ケアシステムにおける保険薬局の役割について、そうごう薬局・銀座通店の吉村朋展薬局長にお話を伺いましたのでご紹介いたします。

地域包括ケアシステム

皆さんは、地域包括ケアシステムをご存知でしょうか。地域包括ケアシステムとは、地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供することで、地域住民が住み慣れた地域で過ごすことができるケア体制のことを意味します。市区町村が主体となり、行政・民間企業・ボランティア団体などが自主的に地域づくりをすることが求められています。

地域包括ケアシステムの実現に向けて、保険薬局の機能にも期待されています。平成27年に厚生労働省が策定した「患者のための薬局ビジョン」では、薬局の機能として健康サポート機能やかかりつけ薬剤師・薬局が明記されました。これにより、保険薬局は処方箋による対応だけでなく、地

域住民に対しての多様な薬局機能が求められています。

健康サポート機能

保険薬局では、地域住民に対して、病気の予防や健康サポートに貢献することが求められています。例えば、お薬や健康食品に関するアドバイスや健康相談受付、必要に応じて受診勧奨・関係機関へ紹介などです。お薬の相談や健康相談に関しては、処方箋がなくても薬局の窓口にて受け付けできますので、お気軽にご相談ください。地区住協やサロンなどへの出張お薬説明会（相談会）も要望に応じて実施できますので、開催場所や参加人数に関わらず、まずはご相談ください。

かかりつけ薬剤師・薬局

かかりつけ薬剤師・薬局の機能としては大きく3つに分かれます。

① 服薬情報の一元的・継続的把握

患者の全ての医療機関や服用薬をまとめてかつ継続的に把握し、お薬に関する飲み合わせをチェック、アドバイスをします。情報の共有手段としては、お薬手帳が非常に役立ちますので、すべての医療機関の情報を1冊のお薬手帳で管理することを強くお勧めします。

② 24時間対応・在宅対応

開局時間外（夜間・休日含む）でも、薬の副作用や飲み間違い、服用のタイミングなどに関し随時電話などで相談を受け付けます。症状悪化時など緊急時の対応が必要な場合には、薬局を開けて対応することも可能です。

一人暮らしの高齢者などお薬に関して不安がある人や、残薬の対処で困っている、薬の説明がしっかり聞きたいなどの要望があれば、薬剤師がご自宅まで伺い対応するこ



とも可能ですので、まずはご相談ください。状況に応じて、病院や地域包括支援センターなどに連絡・相談して、継続的な薬剤師訪問も検討します。

③ 医療機関などの連携

お薬の内容をチェックし、必要に応じて処方医に対して疑義照会や処方提案を実施します。お薬をお渡しした後、患者の状態を把握し、処方医への情報提供、残薬管理やお薬のアドバイスを行います。

以上が患者のために求められる保険薬局の機能となります。健康や薬に関して不安や要望がある場合は、ぜひ保険薬局で相談してみてください。これからは健康サポート機能とかがかりつけ薬剤師機能を発揮することで、保険薬局は地域の皆さまに安心安全なお薬管理と健康サポートの提供を目指します。

私たちの大切な地域医療を守るために

住民・医療者・行政が一体となり、「地域医療」を守っていくため、様々な情報を発信します

